

広島市障害者施策推進協議会（平成 23 年度第 6 回）会議要旨

1 会議名

平成 23 年度第 6 回広島市障害者施策推進協議会

2 開催日時・場所

平成 24 年（2012 年）3 月 15 日（木）19：00～21：00 広島市役所本庁舎 1 4 階第 7 会議室

3 出席委員（12 名）

開野会長、堀田会長職務代理、落合委員、金子委員、後藤委員、榊委員、田中委員、中神委員、中島委員、西川委員、船津委員、三戸委員

4 事務局（6 名）

松出障害福祉部長、橋場障害者施策総合推進担当課長、国重障害福祉課長、奥原障害自立支援課長、合田精神保健福祉課長、樋野障害児支援担当課長（こども未来局こども家庭支援課）

5 傍聴人

なし

6 議題

- (1) 議題 1：第 3 期障害福祉計画の案について
- (2) 議題 2：新たな障害者基本計画の骨子（案）について

7 会議資料

(1) 議題 1

資料 1：第 3 期広島市障害福祉計画（案）

資料 2：第 3 期広島市障害者福祉計画素案に係る障害者施策推進協議会委員の意見に対する対応について

資料 3：第 3 期広島市障害福祉計画素案に係る市民意見と本市の考え方について

(2) 議題 2

資料 4：新たな障害者基本計画の骨子（案）

資料 5：新たな障害者基本計画の骨子（案）と現行計画との比較

資料 6：新たな障害者基本計画の骨子（案）の柱ごとに想定される施策展開・関連事業の整理

参考資料：新たな障害者基本計画策定に向けた障害者施策推進協議会での審議スケジュール

8 会議要旨

(1) 第 3 期障害福祉計画の案について

資料 1、2、3 により、事務局（橋場障害者施策総合推進担当課長）から説明した。

【以下、主な質疑応答等の要旨】

(榊委員)

パブリックコメントの6番目の意見について、資料1の25ページに障害児いきいき活動事業として利用者が40人となっており、来年度以降も少しずつ多くなり、実施箇所数は4か所となっています。しかし、この意見にあるように、これくらいでは絶対数が足りないのが現状です。ただ、以前にはなかった障害児のデイサービスが増えていることは間違いありません。また、資料1の6ページの(2)②ウには特別支援学校の卒業数が増えるということが書いてあり、そのとおりだと思います。確かに年々一定数が卒業しているのですが、問題はそれまで待機の状態にあった子ども達の数がこの中には含まれていないのではないかとことです。現在でも、例えば、本来だったら作業所のような所に行きたいのだけれども、ないからデイサービスに行っているということとはよく聞きます。デイサービスといっても色々あり、単にそこで一日過ごすということではなくて、多少は労働的なものもあって、その障害児・障害者にとって、作業を通して発達していくような受け皿がどうしても必要だと思うわけです。その意味で単に卒業生の数だけじゃなくて、それまで待機している人数も、考慮していただきたいと思いました。

(間野会長)

今の意見について事務局何か。

(奥原障害自立支援課長)

生活介護でも生産活動を行うことができるようになっていきますので、利用者のニーズに応じた活動内容となるよう、それぞれ工夫していただきたいと思っています。それから現時点で、在宅の方で生活介護や作業所など障害福祉サービスを利用されていない方がいるのではないかと、そういった方の潜在需要も含めて考えるべきではないかというご意見については、潜在需要については、地域にネットワークを作りつつある相談支援事業所等の活動の中で掘り起こしを行い、サービス利用につなげていく必要があると思っています。これについては今後、障害者基本計画の策定過程においても検討していくことになると思いますが、基本的には相談支援事業所の活動強化の中で対応をしていきたいと思っています。

(間野会長)

これは基本計画作成の中で考えていくことになると思います。

(金子委員)

資料1の17ページの地域生活支援事業の中の相談支援事業についての質問です。知的障害児の子ども達は、セルフマネジメントができないので、相談はとても大切なものだと思います。4月からは自立支援法の改正で、一人ずつのサービス利用計画を作っただけだと聞いています。親と本人の思いが違っていることもあるので、第三者の方に、しっかりアセスメントしていただいて、利用計画書を作っただけというのは非常に有難いと思います。3年間でほぼ6千人が計画相談支援を利用すると聞いていますが、第3期計画の見込みでは相談支援事業所が15か所ずつということで変わっていないのですが、利用計画を作る事業所はこれだけではなく、他にも手を挙げている事業所があるようです。それらの事業所の数も加えて箇所数を書きいただくのが良いのではないかとありますが、いかがでしょ

うか。

(奥原障害自立支援課長)

地域生活支援事業の相談支援事業については17ページにその箇所数を記載しています。これは市が委託する、いわゆる報酬の対象でない、一般的に様々な相談に応じる事業所でこれを15か所としています。これとは別に個別給付化されたサービス利用計画を作る事業所については、現在5か所ほど指定申請が出ていて、4月1日には18か所になります。今後、3年間かけて全員を対象にしていくことになるので、引き続き事業所に対する説明会等を通じて、更に指定事業所を増やしていく必要があります。それから、障害児の計画相談支援、サービス利用計画を作成する事業所も作っていく必要があります。既存の指定事業所に「障害児」の指定も受けていただくようお願いしています。しかしながら、子ども療育センターの準備が充分整っていないので、4月1日にスタートができない状況です。実質的に子ども療育センターは障害児の相談ノウハウを一番蓄積しているわけですから、当面サービス利用計画の作成はできませんので、なるべく早期に子ども療育センターにおいても「障害児」のサービス利用計画を作れるように、子ども未来局と連携をして準備したいと思っています。

(間野会長)

サービス利用計画の話は、この障害福祉計画の中では取り上げないということですか。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

16ページに計画相談支援のサービス量を掲載しており、これがサービス利用計画になります。これは月ごとの人数で表示していますが、156、369、551と段階的に増加させていくことになっていきますので、これが担えるように事業所数を増やしていく必要があると考えています。

(金子委員)

事業所の数だけを増やすのではなくて、ケアマネの資質を向上させるために、研修を行っていただきたいと思っています。

同じく17ページのイの基幹相談支援センターですが、平成26年度に「有」となっており、どういった中身になるのか、イメージを教えてください。

(奥原障害自立支援課長)

基幹相談支援センターのイメージについては、国からある程度示されています。三障害について効率的に対応できるようにすることや、その他の相談支援事業所を統括して地域のネットワークを作っていくこと、あるいはサービス利用計画の質の向上について指導していくことなどの機能が想定されています。機能や体制などの詳細については、今後検討していきたいと思っています。

(間野会長)

これで第3期広島市障害福祉計画の案として了承するというにしたいと思っています。

(2) 議題 2：新たな障害者基本計画の骨子（案）について

資料 4、5、6 により、事務局（橋場障害者施策総合推進担当課長）から説明した。

（間野会長）

今日はこの資料 4 を中心に新たな障害者基本計画の骨子（案）として、来年度各論の議論をするためのベースが、これでいいかどうか。基本理念、計画期間については、現行計画と変わっていますが、これでいいか、施策の柱については、4 本柱から 6 本柱になり、少し組み合わせも変わってきています。それから一番右端が施策項目になっていますが、この施策項目もこれで良いかどうかということを一応決めると言うことです。今後、フィードバックすることになると思うので。この一番右端の施策は施策の柱を理解するために挙がっている項目という意味で見ていただきたいと思います。資料 6 では、施策項目の次の中項目として想定される具体的な施策展開が記載されていますし、さらに想定される主な関連事業については、個別施策として来年度から検討する中身そのものになります。そういう意味では、資料 6 は資料 4 の施策の柱がこれで良いかどうかを皆さんがイメージするために用意した資料と考えていただければと思います。以前、個別施策からというご意見ありましたが、具体的な施策をいきなり議論すると、かなり幅の広い、沢山の施策の案や意見が出てくるので、議論が上手くいかないことがあります。施策の柱もある意味では最終的に組み替えが必要になってくるのかもしれませんが、とりあえず施策の柱はこれで良いということになると、スケジュールのとおり、24 年度の第 1 回目は例えばこの施策の柱の 1 と 2 の検討をする。次の 2 回目には 3 と 4、この二つを集中的に議論する。3 回目に 5・6 をやって、それをもう 1 回フィードバックして全体の素案について考える。いわゆる議論を進めていくためのある意味では仮設定、仮グルーピングという意味もあると考えていただきたいと思います。きちんとして議論した上で次のステップに入った方が良いので、意見をお願いしたいと思います。

（田中委員）

基本理念についてかなり変わっており、さっきからこの文言を噛みしめています。私も何年前に「全ての障害児者と市民を結ぶ広島県民会議」という長い名前で、ノーマライゼーション社会を作るという組織を県内で立ち上げました。その時も「全ての人」ではなくて、障害者を支えることを出すという意味で「全ての障害児者と市民を結ぶ」という言い方をかなり議論して決めた経緯があります。この文言の中で「障害のある人もない人も全ての市民が」というところで、ターゲットはきちっと障害のある人にあてながら、でも「全ての市民が」という表現があり、非常にいい言葉だと思いました。最後の「自立して暮らせるまちを実現する」の「まち」が、市長が出された基本コンセプトにある「まち」という表現であるということは理解していますが、これは物理的な「まち」なのか、それとも社会一般の環境なのか、それとも関係性の中の「まち」なのか、「まち」の意味の理解というのが人によって違ってくるのと思いました。イメージでいくとパラダイスみたいなものか、少し分かりにくいので、「まち」の意味についてコメントがいるのかなと思いました。この自立という言葉は私も大変好きなのですが、例えばインディペンデントリビングという自立というのは 1970 年代からアメリカにある考え方で、いわゆる生活自立ではなくて精神的自立を含めての自立で、こうした意味であれば理解できます。一方で、重度の障害者がどうやって自立して暮らすのかということもあり、分かりにくい気がします。現行の理念は、「住み慣れた地域において安心して暮らせる社会」ということで、「安心して暮らせる」という当時のパターンリズムがあったのかなと思います。この「自立」も若干の議論を経ておかないといけないと思いました。大きな基本理念で言葉だけをスラッと読めばとても良いなとは思いますが、「まち」

と「自立」の意味を、皆さんに分かりやすく理解していただけたら良いと思いました。

(榊委員)

資料5の、「あらゆる障害や障害者についての理解の促進」ということと言えば、このたびの改正障害者基本法で、私たちが評価するのは、障害の概念が大きく変わったことです。そうすると、このことを一番啓蒙しなければならない。障害についての考え方は、社会的な障壁によってその人が障害を感じるということです。つまり、私事で言えば、一番良いのはロボットみたいな歩行器があれば移動の困難は全くないわけで、自らが障害を感じることの度合いは少なくなります。そうでないために移動支援を利用したり、お金を払ってタクシー乗らないといけない、他にも色んなことがあるから障害を感じるという意味ですけども、「あらゆる障害」という言葉を使うと、障害の種類ということになってしまわないかなど。つまり、手がない、足がない、目が見えない、色んな障害の種類があって、その理解を深めるということにならないかと少し気になります。無論そうではないことは、計画のどこかで、もっと詳しい文章として入れるんだとは思いますが、改正障害者基本法での「障害」の規定というか概念、障害とは何かということについて多くの方々にお知らせして理解を深めていただきたいと思います。それと、自立のための教育というとすぐ思い浮かべるのは、入学した時から職業訓練をやるのが良いのかということです。例えば健常の子供でも高校を出てから大学や専門学校に行くわけですが、それを高校と専門学校とをまとめて3年間で、理解が普通よりちょっと遅いかもかもしれない子どもに対して教育をするのが良いのかと思うわけです。自立ということが「早く働け、早く税金払え」という「自立」では困るというのは率直に思うわけです。

(間野会長)

施策項目の一番上にいきなり「あらゆる障害や障害者についての理解の促進」とするのではなくて、まずはその「障害」という概念をどう理解してもらうかということをおける必要があるということですね。

(榊委員)

それは資料6の3ページ目、一番下の「障害者の権利擁護の推進」、この障害者の権利ということと密接に関わってくると思います。虐待防止法や差別防止法との関連から、ここは工夫がいるのではないかと思います。

(間野会長)

これは来年度、具体的な施策の議論をしていく中で、かなり重要なことだと思います。

(西川委員)

基本理念については、田中委員や榊委員の言われることももっともだと思いますし、ここはキチッと議論しておかないと、大事な視点が抜けるとどうにもならないなと思います。特に改正障害者基本法を含めたり、あるいは障害者権利条約も含めることについてきちんと論議する必要があると思います。それと、「まち」ですが、急に「まち」と言われて何か特別な「まち」なのかなという感じがします。そういうことも含めて、むしろ現行計画の基本理念の方が筋が通っているのではないかなと思います。

(田中委員)

先ほど榊委員が言われたのは、いわゆる国連での障害者の概念の変遷のことだと思います。私も、障害の概念の変遷の中で障害のある人だけに障害の責任を負わせない、環境を変えることによって障害というのは消えて行く、その関わりが基本理念の中にはないと思いました。「まち」を実現するというすごいユートピアのような言葉が突然出るんですが、コミュニティか、ソーシャルか、タウンか、単にエリアか、もっと大きなシティか、というように、言葉だけで違う概念を抱くのではないかと思います。それから障害者権利条約で言えば「私たちの事を私たち抜きにして決めないで」、「say nothing with us」という、とても有名な言葉ですが、いわゆる私たちのことを決める基本理念だということも必要だと思いました。日本も障害者権利条約を批准しなければいけないので、そういう意味で「まち」が変化していくことで障害も変わっていくということだと思います。この「まち」というイメージがもう少し分かり易くなれば、今までは「地域」だったのですが、突然「まち」となったので、違和感を感じるのだと思います。

(金子委員)

基本理念について「障害のある人もない人も」というのは、障害者基本計画ですから全ての市民を抱き込んでというところで良いと思いましたが。それから「自立して」というところは、私たちの中では支援あつての自立も、自立だと思っています。ただ「まち」のイメージがどういう「まち」なのかなと思いました。計画期間は5年間で、第4期の障害福祉計画に合わせるということが良いと思います。制度が色々変わっていますので、7年間というのはちょっと長いと思います。施策の柱は、今まで抽象的だったのに比べるとこれは、まず理解啓発、それから生活環境と、その次に本人への支援の入り口として、相談支援の充実を頭出していただいたところとか、教育と就労支援を別立てにしたことでそれぞれにしっかり向き合う姿勢が見え、一つ一つが具体的で分かり易いと思いました。それから、榊委員がおっしゃった社会モデルの障害については、私もそう思っています。今、学校の生徒さんや地域の皆さんに向けて、「知って欲しい、分かってほしい知的障害」という冊子を社協とタイアップして作成しているところです。中でも、最初に「障害って何？」というところに、社会モデルですよと少し分かり易い言葉で書いています。障害の概念が医学モデルではなくて社会モデルになったということは、何らかの形で入れていただきたいと思います。

(間野会長)

基本理念については、今出てきた意見を踏まえて、検討していただきたいと思います。ただ、今出てきた意見などは念頭に置いて、最初の出だしの所が、いわゆる障害の概念への変化に対応した言い方になっているかということ、それから自立の意味合いが正確に理解してもらえるかどうかということ、それと「まち」というあたりが今日出てきた意見だと思うので、その辺りを念頭に置いてもう1回修正を加えていただければ良いと思います。計画期間の5年間というのは先ほど金子委員から賛成意見が出ました。基本計画というのは本来から言うと大体10年以上先を見越して、その上で実施計画にするのが一般的ですが、政策がどう変わるか分からないところがありますので、そういう意味では5年間位でとりあえずは出発するというところでいいと思います。施策の柱については金子委員から、前の施策と比べると非常に分かり易くなったという賛成意見もいただいておりますが、それに関してはいかがでしょうか。

(田中委員)

施策の柱は、まとめていただいて分かり易いなと思っています。それから、どこかで高齢化対策が入らないかなと思います。実は障害者の高齢化というのは今非常に厳しい状況にあります。65歳になってとても介護保険に移れる状況ではないので、医療なのか、それとも色んな施策に高齢化対策が入るのかよく分からないのですが、今後計画を立てる時にどこかで高齢化対策も考えていただきたい。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

そのことについては第4回の時もご意見いただいていました。現実問題として、介護保険との組み合わせの中で対応していくということしかない状況です。福祉サービスの充実の中に書き込むことも、そこまで踏み出せないでいたのが正直なところですが、高齢化は、国でも課題認識はあると思っています。はっきりとは打ち出されてはいませんが、障害福祉計画の中で介護保険との連携というのが少しかがえる文言が見受けられるようになったところです。今後介護保険サービスとの連携が求められてくると思いますので、「何らかの検討」ということになってしまうかも知れませんが、高齢化への対応については書き加えたいという思いはあります。

(間野会長)

具体的なことまで計画の中に打ち出せるかどうかはこれからの議論となりますが、姿勢として挙げておく必要があると思います。介護保険とのリンクは簡単な話ではありませんから、そのあたりを検討していただけたら良いかなと思います。施策の柱は前と比べると分かり易くなったと感じておりますので、とりあえずはこれで進んでも良いと思います。

並びに関してもなかなか良い並びではないかと思いますが、いかがでしょうか。最終的には、具体的な施策を検討していく中で施策の柱の組み換えが必要になってくることはなきにしもあらずだということを前提にしまして、一応これでよろしいでしょうか。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

施策項目の整理の仕方から先の部分でご意見があればお願いしたいと思います。

(榊委員)

先ほどの高齢者の問題ですが、資料5でみると新しい方にも古い方にもリハビリテーションの充実が書いてあります。現実問題としてリハビリテーションは医療の問題と関係があるので、市の福祉政策だけで独自にやるのは難しいかと思いますが、市の施策としてできないこともないわけです。障害者が高齢化する時に必ず起こってくる問題はいわゆる二次障害の問題です。これは障害の種類に関わらず知的障害であろうとも身体障害であろうとも、特に肢体障害が一番切実です。その二次障害も、例えば60歳になる前あたりから、適切なリハビリができていたら、随分軽くなることは分かっています。しかし、そういう対応ができていないこと、またその実態が分からないことから、相当重症化してからでないと医者に行かない。その時にはもう「手術しても無駄」と言われて、痛み止めだけもらったり、マッサージしてもらって終わりという現実があります。高齢者の問題として、身体的には二次障害の問題がこのリハビリと関係すると思います。それともう1つは教育の充実ということですが、障害児だけが18歳で後はどこも行く所がないという教育のやり方で良いんだろうかと思っています。教育行政の方にも専攻科の問題として要望はしています。現状としては、近畿圏を中心に就職活動のための訓練、もしくは勉強をする場として、学校教育の過程とは違う学びの作業所という概念でスタートしています。18歳でその

後どこも行く所がない、就職もできないので作業所ということになるのですが、そこをもう少し余裕を見て一般就労が可能になるまで準備する期間が必要だという考え方のもとに、学びの作業所が全国でも実践されています。そういうことも教育の充実では考えていただきたい。

(後藤委員)

基本理念ですが、私は障害を持つ当事者として、金子委員と同意見で「自立して暮らす」について違和感はないです。自立という概念についても、経済的自立から始まって様々な自立があると思うのですが、四肢全廃であろうが、知的で意志決定能力がであろうが無かろうが、誰かの支援をいただきながら自己決定したり、地域で暮らすという意味での自立として捉えているので、ここは全く違和感がないというのが正直なところだと思います。それと、昨年、アンケートを三障害プラス発達障害、難病について実施していただいたのですが、その中でたくさん出された要望・意見へのフィードバックがこの中に盛り込まれているのか、どういう所で活かされているのか、教えていただきたいと思います。

(間野会長)

アンケートに関しては、これからぜひ活用していただきたいと思います。アンケート結果については、この協議会にも資料として出されていましたが、基本計画を策定するプロセスでアンケート結果を活用していくことが非常に大事だと思っています。今日、施策の柱あたりのことまで、要するに事務局の案として出ているのはこの資料4の範囲です。資料6については、まだ案を作ったというわけではない。これから、新基本計画としてこの中身を検討していくということになります。その際にはアンケート結果をもう1度見返して、そこから考えられる新しい施策を出していただきたい。そういう活用の仕方が、アンケートに答えていただいた方に一番報いる方法だと思っています。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

個人的な意見にはなりますが、最終的に新しい基本計画を冊子にした時に、アンケートが活かされていることが分かる形にしたいと思っています。付属資料としてアンケート結果を付けるだけではなく、2回目の施策推進協議会の資料のような形で、アンケート結果や団体要望などを踏まえた取組だということが分かる様な作り方をしたいと思っていますし、計画に書き込む事業の中にも、そういう結果が見えるものができればと思っています。

(後藤委員)

資料6の想定される主な関連事業ということで羅列してある事業は、全て既存の事業ということで、これまで広島市が取り組んでいない事業は載っていないということですね。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

「検討」と書いているものなどは、今の段階では事業としてないけれども想定できるものという事で書き込んでいますが、基本は今の事業です。

(中神委員)

同行援護が23年10月から開始され、今後は利用者も多くなると想定されていますが、視覚障害や重

度の体幹障害をお持ちの方たちが 65 歳になった後、そういう施策との連携はどのようになっているのでしょうか。それから、移動支援の場合、私ももらっていますが支援の認定証があります。同行援護の場合も、プライバシーに関することなど色々と守らなければならないことが重要になってくると思います。今後は従事するガイドヘルパーの人達がどのようにその資格を取るのか、それがどのように進められているのかを教えていただきたい。

(奥原障害自立支援課長)

同行援護は、重度の視覚障害の方が外出する際に支援するサービスですが、これは 65 歳を過ぎた場合でも使えます。基本的に障害福祉サービスは 65 歳を過ぎると介護保険優先という原則はありますが、障害が原因で援助が必要な方を支援するサービスは介護保険にはないので、障害福祉サービスが引き続き使える運用をしています。移動支援は地域生活支援事業という位置付けで、比較的国の規制が緩やかなもので地方ごとに実施しているもので、障害福祉サービス事業所が実施している移動支援と社協に委託してボランティアさんに実施いただいている社会参加支援ガイドヘルパーの 2 種類があります。それぞれ資格要件などが若干違ってきます。同行援護の従事者の資格についても若干違ってきます。今、手元に詳細な資料がないので申し上げられないですが、全てで一定の資格要件があります。

(間野会長)

中神委員の意見は、同行援護が 65 歳以上でも利用できるのはいいが、従事する人の養成が必要ではないのかと。プライバシーに関わり、資格要件も関係するので、サービス提供側の養成について基本計画の中にも盛り込んでいただきたい、ということですね。

(船津委員)

基本理念は、市民全体が見ていくわけで、全く障害について知らない人も読むわけです。10 人の人が読んでも、全ての人が同じような捉え方をしないと基本理念として生きてこないなので、この基本理念を説明する何か、例えば「自立とは」とか、「まちとは」といった文言などがあるような気がします。この言葉が一人歩きしてしまいそうなので、この基本理念が、全ての人が同じようにとらえられるような工夫が必要だと思います。

(間野会長)

まさしくその通りで、この基本計画はむしろ障害のない人に十分に読んでもらわないといけないものになると思います。その辺りを踏まえて考えてほしいと思います。

(西川委員)

非常に書きにくい項目だと思いますが、私は、社会に出てから色々な課題を持った方と付き合いがあります。犯罪を犯してしまった人の受け皿として機関があり、関連したセミナーも体験したので思うのですが、こうした問題が出た時に市民や地域社会は偏見を持ってしまうのです。また、発達障害の方は刑法上、責任能力があるとみなされるようなケースが多いと思います。こうした、いわゆる負の部分と言われるケースでも、相談や更生できるように、計画のどこかに盛り込んで考えていきたいと思います。やはり市民サイドの共通理解がいます。警察に補導されたり、尋問を受けた時に、難しい言葉が分からなかったりする。裁判でも同じで、こうしたことへの対応を、「想定される関連事業」の中に

入れることができればと思います。

(金子委員)

先ほどの社会モデルというところで、施策項目の1、理解と交流の促進の施策項目(1)の「あらゆる障害」の「あらゆる」という言葉をなくした方が良いのではないかという指摘があったと思いますが、改正障害者基本法では、今まで障害は知的と精神と身体だけだったものを、発達障害も、そして生活に常に支障をきたす場合も障害に位置付けるというような文言があったと思うので「あらゆる」という言葉は入れていただきたいと思います。それから、この社会モデルとは別に、「障害ってというのは何？」というの必要なのかなと思います。

(中島委員)

基本理念について、「障害のある人ない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し」までは、皆さんと同様で良いと思いますが、次の「自立して暮らせるまちを実現する」については、24時間ケアが必要な人もいたりケアホームに入って親から離れることが頭に浮かんでしまい、正直言ってピンとこないんです。話は違いますが、父母の会から「重度重複障害の方の移動支援について、しっかり言っというて下さい」ということがありました。しっかりした支援者が必要なので、その人材の育成と確保というのは私どもの会から出ている一番大切なことなので、もう一回強調してお願いしたいと思います。

(堀田会長職務代理)

障害のある人にとって、参加や参画という概念が非常に大事になってくると思います。社会の側が受け入れてあげるというのではなくて、参加・参画できるのが非常に大きなことだと思います。それは先ほどの医学モデルとか社会モデルとおっしゃったことへの反論になるのですが、大事なことはないかと思います。「まち」という言葉の中には、社会制度とか仕組みという大事なことが感じ難い。むしろ社会という方が、そこに社会制度のサービスの諸々も含まれたものだと思います。「まち」というとエリアの問題もありますが、田中委員が分かり易く説明されたようなことがあると思います。ここまでずっと議論してきたのは、制度や仕組みをどうするかが非常に重いと思います。そのことが「まち」という言葉の中にきちんと組み入れられるかどうかということが、違和感があるという感じがするところなのかなと思います。後もう一つ、これは具体的な施策の中身になりますが、障害者のサービスについての評価というのはどうなっているのかと思うんです。来年度から運用のところ、児童養護施設にもサービス評価が入ることになっています。施設などは進められていますが、障害者施策のサービス評価においても、参画や参加ということからいくと、障害のある人が当事者として参加することが非常に大事なことでないかと思います。これはまた来年度になって議論していただければ良いと思いますが、今日出された資料の中には見受けられないので、ぜひこれを今後検討していくようにしていただきたいと思います。

(田中委員)

皆さんの意見を聞きながら違和感を感じたのが、3番の相談支援の充実です。1が相談支援、2が権利擁護だが、これらは主体が違う。相談支援というのは支援者側、権利擁護というのは当事者側なんです。権利擁護という柱を一つ置いてその中に、虐待も入るし第三者評価も入ると、そしてまた法的な支援ということも入っていけばいいと思います。あなた達にこの権利、この障害者基本計画を作ってあげ

るというのではなくて、あなた達が主体であるという視点が少し出るのかなと思います。相談支援の中に、権利擁護が入ることになんとか違和感を持っておりました。

(落合委員)

私は東広島の福祉計画の策定委員長をしておりますが、広島と比べると大体10分の1から15分の1くらいの規模ですので、今日のような質的な話があまりできないんです。さらに、エルピーダメモリが倒産すると言うことで、東広島も税収が落ち込んでしまおう意識がすごくあります。就労についても、障害者雇用の拡大が、今までの日本の枠組では考えられなくなってしまいます。そうすると社会的企業とか社会的事業所という概念で、施設と企業を両方合わせたようなものが必要ではないかという議論が出てきています。実際作ってみようという動きが出ないと、障害者の雇用拡大と言ってもどうしようもない状態になります。それから、広島県の発達障害施策委員会の委員長もしているんですが、今までの福祉、施設でも生活することができない、また企業でもやっていくことができないので、社会的企業みたいなものにチャレンジしないと、今の日本の枠組の中では難しいのではないかと。財政的な問題もあるし、軽度の障害のある人、特に発達障害の人々の雇用拡大というと今の枠組ではどうにもできないのではないかと議論が始まっています。今日広島市のこうした色々な議論を聞いていると羨ましいと思ったのは、本当に質的な話を十分できる。後ろに火が付いていない感じで羨ましいのですが、東広島は本当にそういう状態です。障害者雇用の拡大を今の枠組だけではもうダメではないか、チャレンジも必要なのではないかという気がしました。

(間野会長)

就労支援や雇用の拡大について、雇用率の達成だけをやっていただけではいけないということですね。その辺も一つの検討課題ではないかと思います。

(西川委員)

市民委員について、今日ここに来て、新年度の市民委員を募集するというのを聞きました。市民委員は今3名なんですが、今度2人になるということです。市民の参加ということはどういうふうを考えていくのか、市民の要望事項や質問事項だとか、ホームページも開放している、会議の傍聴もできるという状況だと思います。市民委員の人数を実質的に減らすのか、市民がもっと参加できるようにするのか。障害者基本計画についても出ている意見は、市民が理解出来ないといけないうし、市民が力になっていかないといけないという状況がある中で、市民の参加についてこれからどういうふうを考えていこうとしているのか。もちろん各関係団体が参加することは大事だと思います。ただ、当事者の思いだけが強いんじゃないかと言われてたりするんで、その辺りの交通整理も次年度はぜひ良く考えていただきたいと思っています。これは要望です。

(間野会長)

時間になりましたので、これで今日の協議会は終りたいと思いますが、事務局にお返しします。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

長時間にわたり、ご意見をいただきましてありがとうございました。委員の皆様には任期が本年3月

20日までなので、今日が任期中最後の協議会になります。現在来期の委員の選任に向けて内部の手続きを行っておりまして、後日就任依頼等を送付させていただきます。来期につきましては、基本法の改正を踏まえまして、新たに高次能機能障害者の支援を行っている団体と難病患者の団体の方に、団体推薦として委員に加わっていただきたいと考えています。さらに現在空席となっておりますが、関係行政機関として広島労働局からの参加をお願いする予定です。少し委員の人数が増えてしまう一方で、本市の審議会に関する内部規定で委員数が20人以内ということがあります。そのため公募委員の人数を一人減の2名として、21人の協議会としたいと考えています。また、公募委員につきましては、本日3月15日号の市民と市政に募集の記事を掲載しております。最後に福祉部長の松出から皆様に一言ご挨拶をさせていただきます。

(松出障害福祉部長)

障害福祉部長の松出でございます。今回が最後の会議ということで一言ご挨拶申しあげます。委員の皆様方には一昨年3月より障害福祉計画の案、それから新しい基本計画の骨子案にと、忌嘆のないご意見をいただきましてありがとうございました。この2年間で都合10回、平日の夜間という集りにくい開催日時でお願いしたにも関わらず、快く参加していただき、毎回熱心にご発言いただきましてありがとうございました。専門的な知見、また障害の当事者等の団体としてのご意見、それから現場を良く知っていらっしゃる委員ならではの意見ということで、大変参考になりました。本日までこのような形で進めさせていただきましたことを職員一同、感謝申し上げます。本日ご協議いただきました福祉計画案につきましては、先ほど申し上げましたように、今年度中に公表したいと思っています。それから新たな障害者基本計画の骨子案につきましては、これまでご意見をいただきましたものを踏まえまして、来年度、先ほど説明しましたスケジュールに沿いまして議論していきたいと思っておりますので、今後共ご協力ご鞭撻をよろしくお願いしたいと存じます。終りになりましたが、間野会長、それから堀田会長職務代理におかれましては円滑な議事進行にご協力いただきまして大変ありがとうございました。また来年度もよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。